

第1回豊二留守家庭児童育成室運営業務委託に係る保護者説明会 要旨

【開催日時】

令和5年12月1日（金） 午後7時00分～午後8時10分

【市出席者】

堀 地域教育部次長、坪野 放課後子ども育成室参事、中村 同参事、山下 同主幹

1 【運営業務委託の概要説明】

～ 説明動画「留守家庭児童育成室の民間委託について～①基本編～」の視聴 ～
〔補足説明〕

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会の特別委員について、委託予定の留守家庭児童育成室の保護者2名以内としています。こちらは、各育成室から2名以内となりますので、今回で申し上げますと、4か所の委託候補育成室から各2名以内、合計で8名以内ということになります。

特別委員には、委託事業者の選定に加え、契約最終年度に行う附属機関による第三者評価にも携わっていただきます。選定と評価を同じ年度で行うわけではありませんので、契約最終年度の第三者評価の際には改めて特別委員を委嘱することになります。特別委員の選定については、多くの場合、保護者会から御推薦いただいておりますが、中には評価のタイミングで保護者会が既に解散されている場合がありますので、その場合は、在籍児童の保護者の皆様に、市からお知らせし、特別委員を公募させていただきます。応募していただいた方が複数名おられる場合は抽選を行います。また、特別委員に就任していただいた方には、選定や評価の方法等について、直接お会いして資料を基に御説明させていただきます。

また、今後のスケジュールについてですが、今回の第1回保護者説明会では、民間委託の概要等について説明させていただきましたが、令和6年の1月から2月頃に予定している第2回保護者説明会では、事業者を公募するに当たっての募集要領、仕様書等について御説明させていただきます。

また、令和6年8月から9月頃に保護者懇談会として事業者を紹介させていただきますが、令和7年2月から3月頃には第2回保護者懇談会として、4月から勤務予定の指導員紹介や引継保育の実績報告をさせていただく予定です。

2 【事前質問への回答】

配付資料のとおり

3【質疑応答】

保護者：まだ決まっていないことかもしれませんが、各学年の定員等、民間委託に伴って考え方がどのように変わるのか。

吹田市：育成室の定員については、学年ごとに設けているわけではなく、1教室当たりおおむね40名、弾力運用で45名までの定員としています。ですので、学年ごとに何人ずつというわけではなく、1教室当たり45名まで、カナリア学級で言いますと現在3教室になりますので、135名までということになります。

保護者：教室数は民間委託後も、原則変わらないという理解でよろしいですか。

吹田市：教室数につきましても、直営委託にかかわらず毎年入室希望児童数の推移を見ながら、学校とも相談させていただき、教室を確保することになりますので、民間委託後は、指導員の体制、教室の確保という両面から待機児童が発生しないような体制を整備する予定です。

保護者：来年の10月以降最大6か月間、引継保育を行うと説明がありましたが、具体的にはどのように引継保育が行われるのでしょうか。現在の先生方といつまで一緒にいられるのか、こういった形で引継ぎしていただくのが気になりましたので教えていただきたいです。

吹田市：児童と指導員との関係づくりについては、選定された事業者の職員の確保状況にもよりますが、4月から勤務する予定の指導員が徐々に保育の現場に入り、直営の指導員と一緒に保育をすることで、まずはお子様と馴染んでいってもらえるようになります。その関係を続けていく中で、別途、事業者には、育成室個別の行事やルール、生活の内容といったものを伝え、加えて、お子様個々の引継ぎも行っていきます。それらを積み重ねていき、最後には個人面談も行い、実際の委託業務の開始という流れになります。

保護者：民間委託されると待機児童が解消されるということによかったでしょうか。近隣の保育園の児童数等も踏まえて考えておられるのかが気になりました。

吹田市：今後の見込みについては、児童推計を踏まえて、教室の確保や事業者で指導員を確保するということになります。民間委託育成室では待機児童は発生していないので、御安心いただいているのかなと考えています。

保護者：1点目、実際にどのような事業者が運営することになるのかイメージがつかないのですが、具体的な事例を教えてください。

2点目、現在の指導員は基本的に変わるということですか。

吹田市：1点目、応募条件として運営実績が必要であることを踏まえ、法人形態でいうと、保育園等を運営している社会福祉法人が5者で、NPO法人が1者、株式会社が2者となっています。

2点目、民間委託は待機児童の解消を目的としていますので、直営の指導員

は別の直営の育成室に異動になります。

保護者：学校の長期休業期間中のみの利用につきまして、現在は受け付けていないということですが、学年が上がるほどニーズはあると思います。今後、学校の長期休業期間中のみの育成室利用について実施していただけないでしょうか。

吹田市：そういったニーズが一定あることは把握していますが、留守家庭児童育成室の本来の趣旨が通年の保育ということもあり、今の段階で実施するという考えは持ち合わせていません。

保護者：育成室の理念が通年利用というその理由は。

吹田市：年間を通して育成支援をするとなっていますので、そこに基づいて対応しています。

他に質問がなければ、本日の説明会を終了します。

(終了)